

牛の角突きの習俗

—文化における伝統と変容の問題—

石井浩一¹⁾

A Consideration on *Ushi no Tsunotsuki no Shuzoku*
(manners and customs of bullfighting in Niigata Prefecture)

— as a problem of tradition and transformation in culture —

Hirokazu ISHII¹⁾

Key words : Tradition, Transformation

キーワード：伝統 変容

1. 本研究の視座と越後二十村郷の概要

「牛の角突きの習俗」(以下「角突き」と略す。)とは、越後二十村郷に古くから伝承されている闘牛のことで、昭和53年に、他の地域の闘牛に先がけて国の重要無形民俗文化財(以下「文化財」と略す。)に指定されている。他の地域でも伝統的呼称があり、隠岐島では「牛突き」、愛媛の南予地方では「突き合い」、沖縄では「ウシオーラセー」と呼ばれている。これらの事例は、すべて西日本に分布している。したがって、角突きが日本列島における闘牛の北限である。この地について、なぜ闘牛が始まったのかということについては、いくつかの説があるが、特定されていない¹⁾。

角突きの文化財指定申請に際しては、さまざまな資料が提出されたわけだが、そのなかでも角突きの古態を記した『南総里見八犬伝』²⁾(以下『八犬伝』と略す。)が「習俗としての牛の角突き」をアピールするうえで、効力を発揮したと聞き及んでいる。『八犬伝』中の角突きの光景は、越後の文人鈴木牧之が書いた図説をもとに、滝沢馬琴が最終的に筆を執ったものである³⁾。他の地域の闘牛は、口伝や禁止令・断片的な資料から、かなり古い歴史を有すると考えられるのだが、古態を記す史料を欠いている。

二十村郷とは、現在の新潟県古志郡山古志村とその周辺の小千谷市・北魚沼郡広神村・川口町・長岡市・

栃尾市の一部にまたがる地域に当る。『八犬伝』には「抑抑越後州、古志郡なる二十村は、東山辺の総名にて、実は二十六村あり。そが属村を相加えて、細かにこれを数れば、五十个村にも及ぶとなん。」⁴⁾とあり、二十村郷とは、もともとは二十六村であった。それが、二十村と呼ばれるようになった理由については定かでない。

この地域は、東山山地と呼ばれる大変複雑な地形の中にある。山や谷はそう深くはないが、まとまった広い平地がほとんど見られない。人々は山と山のひだの中に村をつくり、周囲の土地を開いて生活を営んできた。かつては、どこへ行くにも山坂を越えねばならず、冬は豪雪のために、村々は孤立状態となった。

産業構造は、第一次産業の就業人口が80%近くを占めており、第二次・第三次産業は極めて少ないという状況である。また、県下有数の過疎現象地域でもある。

民間伝承という観点からすると、こうした文化接触の少ない地域だったからこそ、角突きが現在まで伝承されてきたのだという感を強くする。今はもう絶えてしまったが、男児の遊びに木牛というのがあった。杉の木で牛を形造り、小さい物は互いに持って突き合わせ、やや大きい物は引き回して遊んだという⁵⁾。角突きが子供まで浸透していたことを伺わせる素朴な玩具である(写真1)。しかし、高度経済成長期を境に人々の娯楽観は変わり、木牛遊びはしだいに消えていった。また、過疎化とともに角突きの伝承者は減少している。かつては、二十村郷の各村に角突き場があっ

1) 愛媛大学教育学部
〒790 愛媛県松山市文京町3番

1. Faculty of Education, Ehime University,
Bunkyo-cho, 3, Matsuyama-shi, Ehime, 〒790,
Japan

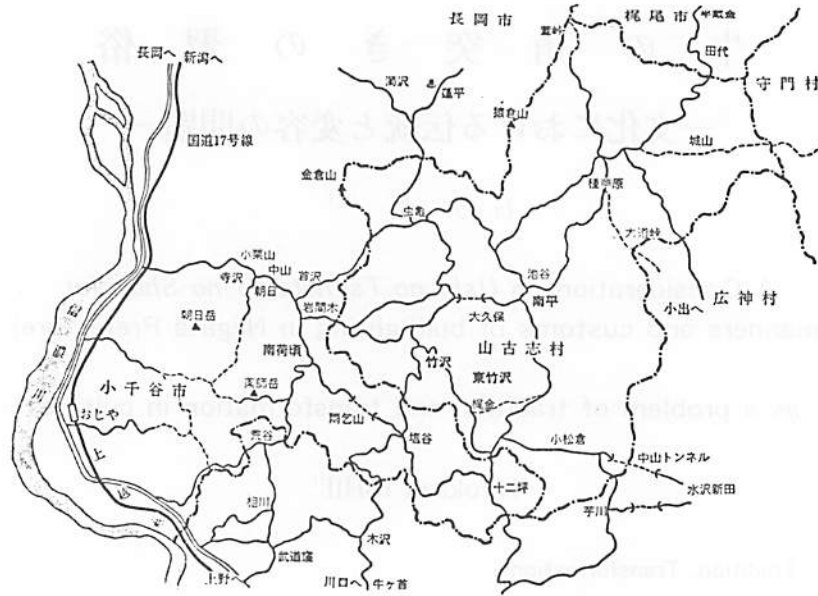


図1 山古志村概念図

て、持ち回りで行われていたのだが、現在角突きが行われているのは、小千谷市小栗山と山古志村の竹沢・池谷・種学原・虫亀地区のみとなった。

本研究は、変化の著しい現代の民族スポーツについて、スポーツ人類学の視座から分析を試みようとするものである。そのため、筆者は、文化における伝統と変容の問題として、角突きの事例を採りあげる。まずは、角突きの性格を知るために、他の地域の闘牛との比較をまじえながら内容を概観する。とりわけ角突きに特徴的なスタイルとルールに着目する。

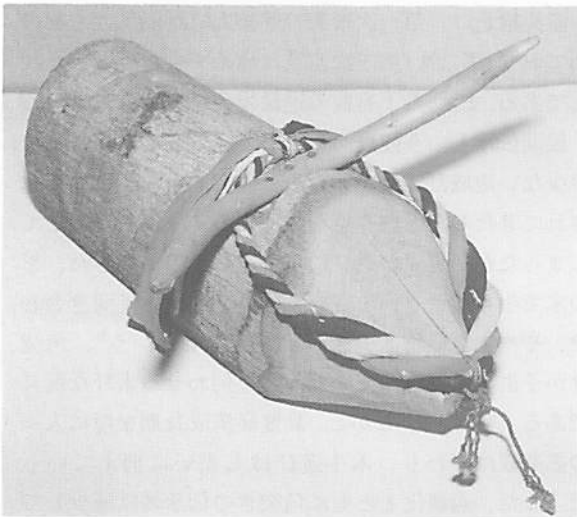


写真1 木牛（小千谷市立図書館蔵）

2. 種内闘争の原則

そもそも闘牛というのは、動物行動学でいう種内闘争を人類が儀礼あるいは娯楽に供した文化である。種内闘争では、種間闘争—例えば捕食動物と草食動物の闘い—とは異なって、相手を殺す必要は全くない。したがって、儀式化あるいは形式化された闘争といえるのである⁶⁾。ペイトソンが言うように、「これは殺し合いに見えて、実はそうではない」というメタ・コミュニケーションがすでに動物段階で行われているのである。⁷⁾

3. 相撲をモチーフとする日本の闘牛

日本の闘牛は牛相撲とも称されるように、国技相撲をモチーフとするところに特徴があり、興行的仕掛けがある。闘う場所を土俵と言い、横綱から前頭まで牛の力量によって番付が決められる。相撲と異なるのは、同じ番付の牛同士でしか対戦させないということである。つまり、例えば横綱 vs 大関や大関 vs 小結の試合は成立しないのである。横綱牛は、一族の誉れであり、高い値で売買される。牛にはそれぞれ醜名が付けられるが、牛主の姓や会社名を付けることが多い。しかし、角突きは勝負をつけないために、番付がない。ただし、他の地域で試合をする時は番付をする。醜名は、姓も付けるが、屋号を付けるのが特徴的であ

る。『八犬伝』時代には、「牛には主の名を被けて、其村の甲右衛門、ム村の乙八など、呼ぶを地方の習俗とす。彼いにしへの名馬のごとく、別に名づくることはな⁹⁾」かったという。

4. 角突きの時期

現在、角突きの時期は5月～11月。雪解けを待って角突きは始まる。文化財指定時には、毎月4回（ただし、11月は2回）行われていたが、現在は半分程に減少し、開催日は人の集まりやすい週末及び祭日を選ばれる。では、かつてはどういう時期に行っていたのか。『八犬伝』で伺ってみよう。

「闘牛の地所は、定りたることなし、毎歳三四月

の間、雪の消果るに及びて、寅申の両日の、吉辰をえらみてこの事あり⁹⁾」

「当国古志郡二十村には、毎年三四月の比、或は丑の日、或は寅の日の、吉辰をト定て、角突と倡たる、闘牛の神事あり。¹⁰⁾」

「這二十村なる、荒屋、逃入、虚木の三ノ个村、合保の鎮守の神を、十二大権現と齋称へて、各々その村落に神社あり。この神の祭祀と倡へて、年の三月四月の間、宿雪の消果る、遅速によりて定日なく、又定りたる地所もあらねど、大約寅か申の日に、当る吉日をト定めて、里人闘牛を興行す。これを地方の俚語に、牛の角突と呼做したり。¹¹⁾」

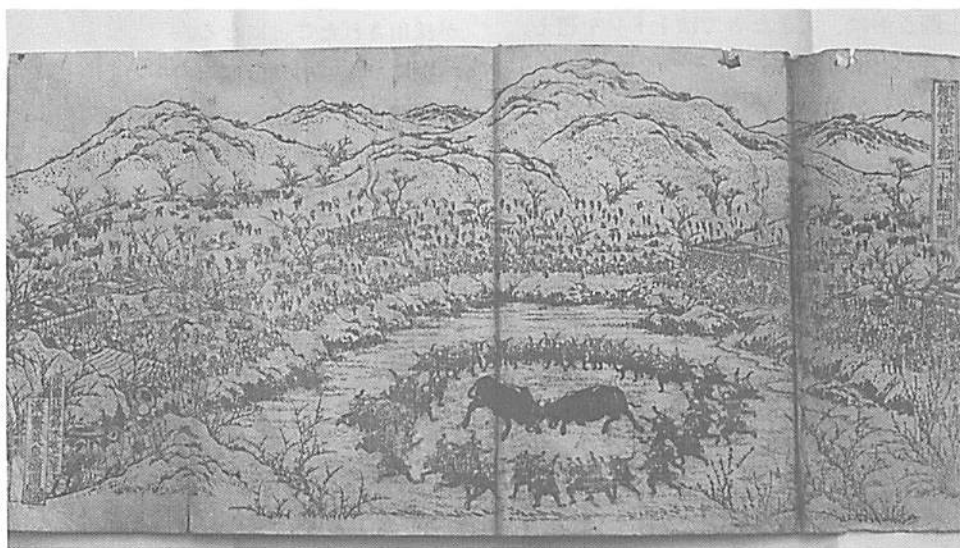


写真2 越後州古志郡二十村闘牛図

以上の記述から、角突きは毎年3月～4月の間に行われ、期日は不定で場所も不定であったことがわかる。牧之が観た角突きは、庚辰の春三月二十五日であった¹²⁾。興味深いのは、神事として年に一度だけ行われたということである。現在でも、山古志村竹沢では、村祭りの協賛として年に一度だけ角突きが開催される。角突き場は、白髭神社の眼下に位置しており、神事として行われていたことの残滓を留めている。

5. 角突きのスタイルとルール

試合の際には、その前段として土俵を塩と酒で清める儀式がおこなわれる。その間、出番を控えたたまり場の陣営は、景気づけの出陣式を行う。まず、牛の尾から頭の方に向けて背中づたいに御神酒をかけ、残り

の御神酒を綱かけ若い衆、鼻縄持ち、綱持ちの順にまわし飲みをする。彼らは一般に勢子と呼ばれる。

出陣式が終わると、牛と牛曳き若い衆は角突き場の入口に向かい、勢いよく土俵に入場してくる。入場した牛は、吠えたり、前肢で地面を掻いたりする示威行動を行う¹³⁾。これから開始される闘争に向けて、テンションを高めるのである。綱持ちが曳き綱をたぐり寄せ、鼻綱を持ってお互いに牛を近づけていく。両牛が充分接近し、呼吸がぴったり合った瞬間、鼻綱を抜き取る。鼻綱から解放された牛は、突然激しくぶつかる者もあり、しばらく様子をうかがって突っかかっていく者もある。

『八犬伝』の図に見られるように、試合中勢子は両牛を取り囲むように位置し、牛に触れることはない（写真2）。戦況を見守りながら、時には両腕をハの字

に広げながら独特のかけ声をかける。南予や隠岐では、勢子が牛の体軀に身を寄せるようにして牛の首筋のあたりに手をやり、戦況に応じて、もう一方の平手で牛の胴を激しく叩く。また、沖縄や徳之島では、足で地面を強く踏み鳴らして牛を奮い立たせるというように、勢子の所作は地域によって異なる。

激しい闘いが繰り広げられる最中、勢子長がさっと手をあげると、大勢の勢子が一斉に闘争中の牛の近くに集まってくる。次に、一方の牛の脚にすばやく綱を掛ける。これを足取綱と言ひ、角突きには欠かせない用具の一つとなっている。勢子長の判断は、素人目にはわからない。牛に精通し、闘牛に精通した者がなせる役であるため、誰もができるというものではない。足取綱がうまくかかったら、一斉に引き離しにかかる。しかし、一旦闘争を始めた両牛は容易に離れるものではない。闘う牛は、大きな者では1トンを超え、一番下のクラスでも600kgはある。そのため、牛を引き離すには相当数の勢子が必要になる。

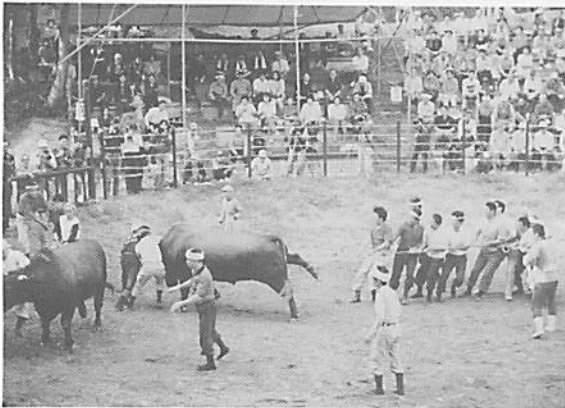


写真3 足取りによる引き分け

ようやく牛の動きが静まりかけた頃を見計らって、すばやく鼻をとり、鼻綱を通す。これら勢子長の合図による引き分け開始から、牛の脚を取り、鼻綱を通すまでの一連の動きが、角突きの一つの見どころである。勢子には、これら一連の所作を迅速に行うことが要求される(写真3)。その要求にこたえる所作が達成された場合には、観客から大きな拍手が起こる。まれに、勢子長が引き分けの合図をする前に勝負がついてしまう場合があるが、これは不測の事態であって、引き分けルールの採用は一貫している。角突きが他の闘牛と明らかに異なる点は、実にこの引き分けルールの採用にある。

では、なぜ引き分けルールを採用しているのか。また、それはいつごろから始まったものなのか。まず、『八犬伝』ではどのように記されているのか。ルールの検証をしてみたい。

「牛角の勝負に争論あればや、彼牛裁判てふ男、東西の力士に渉りて、商量して、牛主と鼠辰のものを和寛などす。¹⁴⁾

「牛角の勝負を果さずして、一方の牛やうやく弱るを其方の力士詰みて、引分けんと欲するを、敵手の力士等聴ずして、「いまだし、いまだし。」と呼はりつつ、絶の四方を遡ること、相撲の行司に彷彿たり。¹⁵⁾

これらのことから、基本的には勝負がつくまで行すが、試合が長引いてなかなか決着がつかない場合は、牛裁判という調停役が判定を行ったと解釈できる。すなわち、『八犬伝』の角突きでは、引き分けルールを採用していなかったと考えてよいだろう。したがって、少なくとも牧之が角突きを実際に観たという庚辰の年、すなわち文政3年(1820)以降に引き分けルールが採用されたことになる。

次に、なぜ引き分けるのかという点についてだが、賢物によると次のように説明されている。

1. 牛の持つ習性を考えてのことである。角突き牛は徹底的な勝負を決めると次回から敗れた牛は闘わなくなる性質を多く持っているため。
2. 角突き牛として導入する牛は他牛より高価な価格で購入しているから、角突き牛としてその価値を早く失なわせないため。
3. この地方の角突きは牛の持主が犠牲的奉仕を以って行なうものであるから、その損失を未然に防ぐ必要があるため。
4. 牛に賭博的行為はしていない事から勝負の決定をしなくともすむ。
5. 闘争の最適時に引分けると次回にも猛闘を繰返す利点がある。¹⁶⁾

しかし、これらの説明は、どれも角突きのみが引き分けルールを採用する理由としては希薄であると言わざるをえない。というのも、これまでの筆者の調査によれば、4を除く1~5については、他の地域の闘牛にも言えることで、何も角突きに限ったことではないからである。

4の事項は、勝負の決定をしないから賭博的行為がない、あるいは、できないと解釈するが、賭けは勝敗が決定しなくとも成立する。すなわち、引き分ける前の「不測の事態」が起こるか否かに賭けることもあり得るわけである。しかし、筆者が調査した角突きでは、不測の事態が起こったのは全取組中1割程度であったし、他の地域の闘牛の例でも、「不測の事態」となるほど短時間に勝負がついてしまう試合の頻度は低いのである。当然、まったくないということもあり得る。したがって、角突きは引き分けルールの採用以

後、ギャンブル性が皆無に近くなったとはいえるであろう。これは、沖繩・徳之島が徹底的に勝負をつけるルールを基本とし、近年大がかりな組織賭博が社会問題になっているのとは対照的といえる。

引き分けルールの真意は判然としないが、文化財指定申請に際して、「昔と根本的には全く変わりなく民俗行事として保存されておりギャンブル的行為が全くみられない」という一項が添えられているように¹⁾、「引き分け=ギャンブル性がない」のが角突きの伝統であるという。

6. 伝統か変化か

近年、角突きのみならず、全国的に闘牛の存続が危ぶまれている。岩手・八丈島ではすでに行われなくなった。農作業の機械化によって牛が激減し、若年層の流出によって伝承者も減少しているためである。角突き専用牛を飼育するには、多大な費用と労力がかかる。牛の購入に際して、行政から補助金が支出されてはいるものの、とても採算に見合うものではないという。また、文化財指定以前は、すべて観覧無料だったのが、文化財指定以後、興行としても行うようになった。しかし、これとても多少の飼育補助にしかないのが現状である。

観覧料による収入増で飼育助成を意図するならば、引き分けルールは、たしかにマイナスにはたらくであろう。というも、角突きは、「伝統」を認識する当該社会の人々だからこそ鑑賞にたえるものであって、外部の人間として「観る」立場に立つならば、競技性を脱させた角突きは、やはり興味をそがれることは否めないと思われるからである。事実、観光客の口からは、「賭けができないから面白くない」といった引き分けルールに対する不満の声が聞かれるようである。かといって、経済効果を期待する余りに、安易に競技性を付与するような事態を招けば、これまで守ってきた伝統を失することにもなりかねないであろう。伝統か変化か。この両者のダイナミクスにおいて角突きは揺れ動いているといえよう。

【注記および引用・参考文献】

1) 『八丈伝』に次のような記述がある。

「この闘牛の戯は、いとふりたる風俗の、

波及にこそあるならめ。昇平既に久しうして、
辺鄙も文物に乏しからねば、今は東奥・北越の
尽処までも、夷めきたる事はなきに、この闘牛
の戯の、偶偶越後に遺りしは、古俗を知るの
端崖ならずや。」(曲亭馬琴：『南総里見八犬伝』、
第7輯巻5附記「闘牛考」、原文はすべて縦書き、
小千谷市立図書館蔵、1814年)

また、賢物はアイヌ民族の遺風説・佐渡牛説・
娯楽説を挙げている。(賢物軍治：『越後闘牛・
牛の角突きの習俗』、初版、武蔵野郷土史刊行会
・有峰書店新社共同出版、1980年、pp.48-58)

- 2) 全9輯106冊。室町末期の武将里見義実の女伏姫が八房という犬の精に感じて生んだ、仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌の八徳の玉を持つ八犬士が、里見氏勃興に際して大いに活躍する伝記小説。主潮は勧善懲悪。文化11年(1814)～天保13年(1842)刊行。
- 3) 馬琴は次のように述べている。
「この闘牛の光景は、越後魚沼郡、塩沢の
里長鈴木牧之が、庚辰の春三月廿五日、彼地に
到りて、目撃したる図説に由れり。」(曲亭馬琴：
『南総里見八犬伝』、第7輯巻7、小千谷市立図書館蔵、1814年)
- 4) 同上書、
- 5) 牛の角突きの習俗調査ノート、未刊
- 6) 石井幹：「闘牛一家畜行動研究者としての考察—」in 畜産技術、371号、p.24
- 7) Bateson, Gregory 1972 A Theory of Play and Fantasy. In, Steps to an Ecology of Mind. Ed., Bateson. New York: Random House, 177 - 93.
- 8) 曲亭馬琴：前掲書、巻7
- 9) 同上書、巻5附記「闘牛考」
- 10) 同上書、巻7
- 11) 同上
- 12) 同上
- 13) 石井幹：「図説・牛の行動」、玉川大学、第2版、1991年、p.61
- 14) 曲亭馬琴：前掲書、巻7
- 15) 同上
- 16) 賢物軍治：前掲書、pp.105-6
- 17) 重要無形民俗文化財指定申請書、山古志村教育委員会蔵